

平成30年度第3回会議海老名市介護保険運営協議会 結果

日 時：平成31年2月26日（火）
午後1時30分～午後3時00分
場 所：海老名市役所 政策審議室

出席委員 14名

高橋会長、鈴木副会長、大熊委員、山田委員、大濱委員、窪倉委員、石井委員、
浦野委員、田中委員、鈴木委員、岩崎委員、川田委員、勝田委員、小野寺委員

事務局（保健福祉部） 6名

木村保健福祉部次長、大島介護保険課長、安本地域包括ケア推進課長補佐
田中地域包括ケア推進係長、三輪介護保険係長、高橋主事補

1 開 会 （司会：大島介護保険課長）

2 次長あいさつ （木村次長）

木村次長：

本日は、ご多用のところ、介護保険運営協議会にご出席賜り、ありがとうございます。

また、委員の皆さまにおかれましては、日頃から、介護保険事業のほか高齢者保健福祉行政にご理解と協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域・医療機関・介護事業者・福祉関係機関・行政が連携し、きめ細かなサービスが必要と考えます。

今後とも介護保険事業の安定した運営のため、お力添えをいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

3 会長あいさつ （高橋会長）

高橋会長：

忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年度も早いもので、残すところひと月余りとなりました。

高齢者の生活を支えていくため、介護保険の安定的な運営を行っていくためにも、協議会での議論が重要な役割を担ってまいります。

第7期介護保険事業計画がスタートしてから間もなく1年になろうとしております。本日は、事業計画の進捗状況の報告などが案件になっております。

委員のみなさま方におかれましては、さまざまな視点からのご意見をいただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

4 議 題（進行：高橋会長）

(1) 海老名市介護保険条例の一部改正について（三輪係長）

- ・第2条で介護保険認定審査会の委員の定数を変更し、医療分野等からの介護認定審査会委員を増員し、「定数18人以内」とあるものを「定数24人以内」へ改正する
- ・現在、審査会は3合議体で運営、1合議体6名となっているが、合議体の数を4以内、委員の定数を8名以内とし、今後の合議体の増加や委員の増加に対応できるようにする
- ・第3条で保険料率を変更し、2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を図る
- ・介護保険料の軽減は、消費税が8%になった際に、特に所得が低い第1段階を対象に先行して実施されているが、来年10月に消費税率が10%になった際には、市民税非課税世帯の第3段階まで軽減措置を拡大する
- ・第1段階の負担割合を基準額の0.3から0.15へ、第2段階の負担割合を基準額の0.6から0.35へ、第3段階の負担割合を基準額の0.65から0.6へそれぞれ引き下げる
- ・上位法の介護保険法施行令の改正が年度末に予定されていることから、3月定例会へは、第2条の条例改正を上程する予定であり、第3条の改正は地方自治法に基づく市長の専決処分により手続を進めたいと考えており、施行は平成31年4月1日としている

委員：保険料率を引き下げるのも方法の一つだが、消費税を財源としたサービスの充実等の政策は何か検討しているのか。

事務局：具体的にはないが、第7期のプランの中で地域支援事業の充実は重点項目に挙がっているので、今ある財源の中で充実していきたい。

(2) サービス見込量の進捗管理について（安本課長補佐・三輪係長）

- ・介護保険事業計画の策定年度においてのみ、高齢者へのアンケートや実態調査等を通じて、地域の状況を把握し、課題分析を行い、取り組むべき事項を設定してきた
- ・しかしながら、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年を見据え取り組んでいる地域包括ケアシステムを深化させるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される体制を整える活動を継続的に改善し、保険者機能を強化していくことが必要
- ・介護保険事業計画には、各サービスの見込み量が掲載されているが、実際の利用状況を把握し、計画値の進捗管理することは、事業計画の形骸化を防ぎ、大切なものであるため、進捗状況をご報告し、計画値と実績値の乖離の状況を把握することとした

- 委員：訪問介護や介護予防訪問介護等あるが、要支援か要介護によって違うのか。
- 事務局：要支援1、2の方のサービスは介護予防で、要介護1から5の方はサービスが名称となっている。
- 委員：要支援の方はサービス利用の制限があるのか。
- 事務局：要介護の方と同様に支給限度額が決まっており、その中でサービスを使っている。
- 委員：訪問介護相当サービスを行わない大手企業等が増えており、事業所を探すのが大変というのが現場の実感、事業所が要支援者を受け付けないという実態もある。
- 事務局：訪問介護相当サービスは、身体介護等の様なサービスの区切りがなく、一定時間の中で支援をするので、要支援の方のサービスは提供しないという事業所もある。実際にヘルパーを回すのが難しいという声も聞いている。ただ、費用については、今のところ改定することはない。介護報酬に関しては国で示され、また総合事業も国に準じている。国の基準額を上回らないことになっており、市で単独の金額設定はしていない。
- 委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他市もかなり厳しい状況なのか。夜間の訪問看護で今はクリアしているのか。
- 事務局：現状のサービスで問題はない。実際のところ、なかなか手をあげる事業所がない。近隣市からもそのような声は聞いている。引き続き公募の方はさせていただく。
- 委員：厳しい状況で、引き続き公募があがらない可能性もあると思うが、対応等はあるのか。
- 委員：社会全般で人手不足なので、夜間の人材がいないということで、介護施設でも、夜勤や土日勤務が無ければ働くといった人が多く、従事者の確保は金銭の問題以上に厳しいと思う。

(3) 居宅介護支援事業者の指定について（三輪係長）

- ・ケアマネジャーを配置している事業者で、介護認定の申請代行やケアプランの作成に携わり、サービス事業者との連絡調整を行う
- ・事業所の名称は「湘陽かしわ台病院居宅介護支援事業所」、申請者は医療法人社団医誠会理事長 高原（たかはら）和亨（かずゆき）様、事業所の所在地は海老名市柏ヶ谷 584 番地の 2
- ・サービス内容は居宅介護支援で、事業開始予定日は平成 31 年 3 月 1 日
- ・従業員の職種・員数は介護支援専門員として常勤兼務が 1 名、人員に関する基準は管理者及び介護支援専門員ともに資格要件を満たした者を配置
- ・設備は設計図面によるものだが、必要な設備は整っている
- ・専用区画の基準は運営を行うために必要な広さと規定され、具体的な広さは示されていないが、病院内の地域医療連携室の一面に必要な広さは確保されている
- ・設備備品はサービス提供に必要なものが揃っている

委員：介護支援専門員が1名配置ということだが、スモールサイズの事業所が多数あっても、効率的にはいかなものか。政策的には吟味していく必要があるかと思う。

事務局：参考にさせていただく。

(4) 訪問型サービス・通所型サービス事業所（平成30年度指定）（安本課長補佐）

委員：指定については海老名市でなくてもよいのか。

事務局：遠方にある事業所の指定はしないが、近隣にある事業所については、利用者が通える範囲内で指定している。海老名に住民票がある方で市外の有料老人ホーム等に入居した場合には海老名市が保険者になるため、そこで提供されるサービスについては当市が指定する必要がある。

(5) その他

委員：海老名市が社会福祉協議会へ委託している認知症高齢者対策はいかい高齢者・SOSネットワークについて、市民向けパンフレット等はあるのか。また、その内容について知りたい。

委員：高齢者あんしん補償制度のご案内（パンフレット）について説明。昨年7月から制度を開始、はいかいSOSネットワークに登録している本人が対象、1月31日現在で66名が登録、他者への怪我や線路内の立ち入り等、損害賠償請求されたときが対象であるが、今のところ保険適用となった事例等の実績はない

委員：認知症の診断は必須か。

委員：事前登録も可能。登録の際に制度のご案内をしている。

委員：認知症と診断された場合に制度のPRをしていくべきだと思う。

委員：掲載先はどこか。

事務局：市広報やタウンニュース、社会福祉協議会のホームページにも掲載しており、地域包括支援センターにもパンフレットを配布している。

委員：自治体の回覧板にも掲載していただけると助かる。

5 閉会（鈴木副会長）

鈴木副会長：

本日は、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

介護保険の制度や課題は、時代とともに変化しておりますが、制度を健全に運営する上で、介護保険の関係者で構成される運営協議会での議論が重要な役割を担っております。

これをもちまして、平成30年度第3回介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。